



支給の対象となる方

① 令和6年分所得税や定額減税の実績額が確定した際に、**令和6年度実施の「調整給付金」に不足額が生じた方**

② 次のすべての要件を満たす方

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
- ・ 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（青色・白色事業専従者や、合計所得が48万円を越える）方
- ・ 低所得世帯向け給付（※1）対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない

（※1）低所得世帯向け給付とは、令和5年度非課税世帯への給付、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付、令和6年度新たに非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付を指します。

支給額

① に該当する方

定額減税しきれない額（※2）－ 令和6年度実施の「定額減税調整給付金」

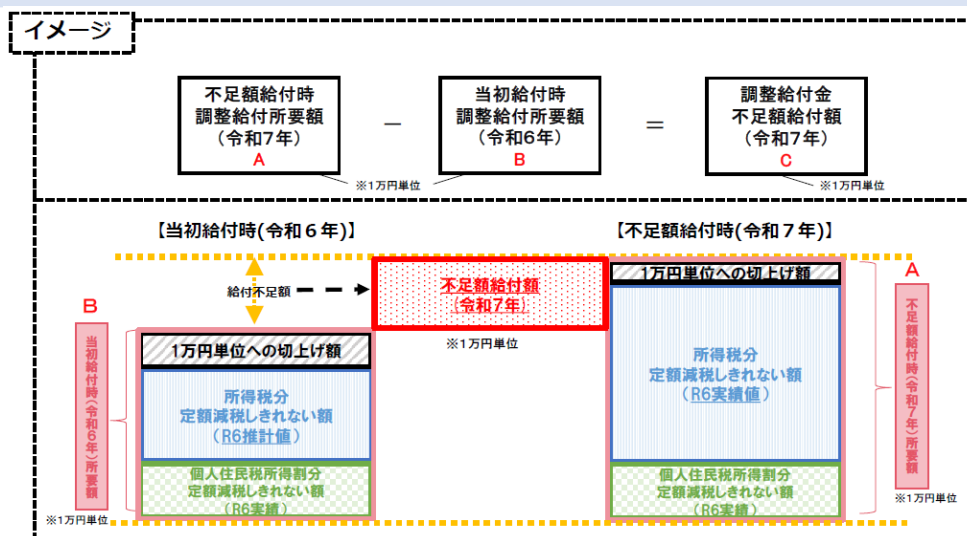
（※2）定額減税しきれない額とは、以下の（ア）と（イ）の合算額を1万円単位で切り上げた額

（ア）令和6年分**所得税**の定額減税しきれない額（0円以下の場合は0）

＝所得税分定額減税可能額（3万円×（本人＋扶養親族））－ 令和6年分**所得税**定額減税済額

（イ）令和6年度**個人住民税**の定額減税しきれない額（0円以下の場合は0）

＝個人住民税分定額減税可能額（1万円×（本人＋扶養親族等））－ 令和6年度**個人住民税**所得割定額減税済額



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額180.5万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合には、余剰額の返還は求めません。

② に該当する方

1人あたり4万円を上限（令和6年1月1日時点で国外居住者であった方は3万円）

支給手続き

市で対象と把握できた方には、以下の書類のうち、いずれか1つが送付されます。

◆『調整給付金（不足額給付）支給のお知らせ』が届く方

- ・新見市から支給口座や支給額が記載されたお知らせが届きます。
- ・給付金を受け取るための手続きは原則不要です。
- ・振込口座の変更や給付金の受給を辞退する場合、また記載されている各数値に相違を認める場合は、お知らせに記載の指定日までにご連絡をお願いします。

◆『調整給付金（不足額給付）支給確認書』が届く方

- ・新見市から支給内容が記載された確認書が届きます。
- ・確認書に記載された内容を確認し、必要事項を記入のうえ、本人確認書類、受取口座確認書類と一緒に、同封の返信用封筒にてご提出ください。
- ※詳しくは、確認書に同封される記載例をご覧ください。

令和7年11月14日（金）までにご提出ください。（消印有効）

※期限までに提出がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

支給時期

令和7年9月下旬から順次支給

（支給確認書の提出が必要な方は審査業務が必要となるため、市が受理してから3週間～1か月後が目安です。）



調整給付金（不足額給付）を騙った

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

Q、令和7年1月2日以降に新見市から転出しました。不足額給付はどの市町村から支給されますか。

A、給付金は原則、令和7年1月1日時点で住民記録のある市区町村から支給されます。

Q、源泉徴収票に記載されている「控除外額」の金額が支給されますか。

A、源泉徴収票の「控除外額」は不足額給付の額を算出する際に用います。ただし、「控除外額」に記載された金額と不足額給付は必ずしも一致するものではありません。

例：令和6年に実施した「定額減税調整給付金」の対象となっていた場合、源泉徴収票の記載以外にも収入がある場合 等

お問い合わせ先



新見市 市民生活部 定額減税調整給付対策室



0867-72-6095

受付時間 平日8:30～17:15